

○金融庁告示第 号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）の施行に伴い、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（平成二十六年金融庁告示第六十号）の一部を次のように改正し、令和三年十一月二十二日から適用する。

令和三年十一月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">(連結の範囲)</p> <p>第七十五条 前条に規定する連結安定調達比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項及び第七十八条第二項において「連結財務諸表規則」という。)に基づき作成することとする。ただし、銀行が法第十六条の二第一項第一号から第十一号まで、<u>第十六号</u>又は<u>第十七号</u>に掲げる会社を子会社としてしている場合における当該子会社(次項において「金融子会社」という。)については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。</p> <p>〔2・3 略〕</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">(連結の範囲)</p> <p>第七十五条 前条に規定する連結安定調達比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項及び第七十八条第二項において「連結財務諸表規則」という。)に基づき作成することとする。ただし、銀行が法第十六条の二第一項第一号から第十一号まで、<u>第十三号</u>又は<u>第十四号</u>に掲げる会社を子会社としてしている場合における当該子会社(次項において「金融子会社」という。)については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。</p> <p>〔2・3 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。